

◎子育て支援

主な取り組み・支援内容

* 就業規則

・ 子の看護休暇(有給休暇)

中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をするため、又は当該子に予防接種や健康診断を受けさせるための休暇で、1年間につき5日間を限度とする。ただし、この残日数にかかわらず、小学校就学の始期に達するまでの子が1人の場合は1年間に5日、2人以上の場合は1年間につき10日取得することができる(1時間単位)

・ 配偶者出産休暇(有給休暇)・・・男性職員への支援

子の出生児に父親に3日を超えない範囲内で必要と認める期間

・ 育児目的休暇(有給休暇)

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が養育のための休暇で、当該子が1人の場合は1年間につき1日、2人以上の場合は1年間につき2日取得することができる(1時間単位)

* 給与規程

・ 保育手当

養育する子が保育所に入所した職員に対し、月額15,000円を上限として保育料納付額の2分の1を支給する

* 勤務(変則勤務職員)

・ 産前休暇の1カ月前から夜間勤務を免除する

・ 産後休暇終了後職場復帰した場合、2カ月間は夜間勤務を免除する 等

* その他

・ パンフレット「妊娠・出産・育児及び介護に関する支援制度一覧」作成

法令及び県南ふくし会の支援内容をパンフレットにして職員への周知を図る

・ アンケートの実施 <1回目:平成19年11月 2回目:平成23年7月>

職員へ「仕事と家庭の両立支援についてのアンケート」を実施し、県南ふくし会としての支援の在り方の参考にした